日 本 映 画 大 学 学 則

第１章 総 則

（目的）
第１条　日本映画大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「人間重視」の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目的とする。

（自己評価等）
第２条　本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
２　前項の点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。
３　本学は、第１項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第２章 組 織

（学部及び学科）
第３条　本学に、映画学部を置き、学部に映画学科を置く。
２　映画学科の学生定員は、別表のとおりとする。

（附属図書館）
第４条　本学に、附属図書館を置く。
２　附属図書館に関する必要な事項は、別に定める。

（附属センター）
第５条　本学に、教育・研究に関する附属センターを置くことができる。
２　附属センターに関する必要な事項は、別に定める。

（事務局）
第６条　本学に、事務局を置く。
２　事務局に関する必要な事項は、別に定める。

第３章 職 員 組 織

（職員）
第７条　本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。
２　本学に、客員教員、特任教員、兼任講師、及びその他必要な職員を置くことができる。

（職員組織）
第８条　学部に、学部長を置く。
２　学科に、学科長を置く。
３　図書館に、図書館長を置く。

４　センターに、センター長を置く。
５　事務局に、事務局長を置く。

第４章 教 授 会

（教授会）
第９条　本学に、教育・研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。
２　教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
３　教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
４　教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第５章 学年、学期及び休業

（学年）
第 10 条　学年は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（学期）
第 11 条　学年を２期に分け、４月１日から９月 30 日までを前期、10 月１日から３月 31 日までを後期とする。

（休業日）
第 12 条　休業日を次の各号のとおりとする。ただし、第４号の期間は、毎年度学年歴により定めるものとする。
（１）日曜日
（２）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
（３）創立記念日　　　　10 月 15 日
（４）夏季、冬季、学年始及び学年末休業期間
２　前項に定めるほか、臨時の休業日及び休業日変更は、その都度学長が定める。
３　前２項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、休業期間中に授業を行うことができる。

第６章 修業年限及び在学期間

（修業年限及び在学期間）
第 13 条　本学の修業年限は４年とする。
２　在学期間は、通算して８年を超えて在学することはできない。ただし、第 18 条から第 20 条までの規定により入学した学生は、第 21 条により定められた在学すべき年数の２倍を超えて在学することはできない。

第７章 入 学

（入学）
第 14 条　入学の時期は学年の始めとする。ただし、第 19 条に定める再入学、第 20 条に定める転入学については、学期の始めとすることができる。

（入学の資格）
第 15 条　本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）高等学校又は中等教育学校を卒業した者
（２） 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
（３）外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
（４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５） 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（６）文部科学大臣の指定した者
（７）高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定に合格した者を含む。）
（８）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（入学の出願）
第 16 条　本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考）
第 17 条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考する。

（編入学）
第 18 条　次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときには、選考のうえ、２年次又は３年次に入学を許可する。
（１）学士、学士（専門職）の学位を有する者
（２）短期大学又は高等専門学校を卒業した者
（３）専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）を修了した者
（４）大学又は専門職大学に１年以上在学し、30 単位以上修得した者

（再入学）
第 19 条　本学に１年以上在学し、第 36 条の規定により退学した者及び第 43 条第１号又は第２号の規定により除籍された者で、再入学を志願する者があるときには、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

（転入学）
第 20 条　他大学に１年以上在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、相当年次に入学を許可することがある。

（編入学、再入学及び転入学の修業年限等）
第 21 条　第 18 条から第 20 条までの規定により入学した者の在学すべき年数その他の必要

な事項は、別に定める。

（入学手続）
第22条　選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、保証書、その他所定の書類を提出するとともに、入学金及び授業料等を納付しなければならない。
２　学長は、前項の入学手続きをした者に入学を許可する。

（保証人）
第23条　保証人は、独立の生計を営み、確実に保証人の責任を果たすことができる成年者でなければならない。
２　保証人は、その学生の在学中の身上に関する一切の事項について責任を負うものとする。
３　保証人が死亡し、又は前項の資格を失ったときは、遅滞なく新たに保証人を立て、届けなければならない。
４　保証人について、本学が適当でないと認めたときは変更させることがある。

第８章 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針）
第24条　教育課程の編成にあたって開設する授業科目は、教養科目、基礎科目、専門基礎科目、専門科目、資格科目とする。

（教育課程の編成方法）
第25条　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（授業科目名及び単位数並びに卒業に必要な単位数）
第26条　授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は、別に定める。

（授業の方法）
第27条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　前項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
３　前項の授業方法により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

（単位の計算方法）
第28条　授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
（１）講義については、15時間の授業をもって１単位とする。
（２）演習については、30時間の授業又は15時間の授業をもって１単位とする。
（３）実験、実習及び実技については、45時間の授業又は30時間の授業をもって１単位とする。

２　卒業制作等については、学習成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

（単位の認定、科目の修得及び評価）
第 29 条　授業科目を履修し、その試験又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。
２　前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りではない。
３　試験に関し必要な事項は、別に定める。

（成績の評価）
第 30 条　成績の評価は、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｆの５段階とし、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃを合格、Ｆを不合格とする。

（授業期間）
第 31 条　毎学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週以上とする。

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第 32 条　教育上有益と認められるときは、他の大学、専門職大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、学生が第 42 条の規定により留学する場合、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。
３　前２項の規定により、本学において修得したものとみなすことができる単位数は、合計 60 単位を超えないものとする。

（大学以外の教育施設等における学修）
第 33 条　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
２　前項の規定により与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項の規定により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既取得単位等の認定）
第 34 条　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）において履修した授業科目についての修得した単位（大学設置基準（昭和 31 年文部省令）第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学の授業科目とみなし、単位を与えることができる。
３　前２項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、

再入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（規則等への委任）
第35条　授業、履修、他大学等における授業科目の履修等、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既取得単位等の認定及び遠隔授業による修得単位に関し必要な事項は、別に定める。

第９章 退学、休学、転学、留学及び除籍

（退学）
第36条　学生が退学しようとするときは、理由を具した保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得なければならない。

（休学）
第37条　学生が傷病その他やむを得ない事由で、３か月以上修学できない場合には、学長の許可を得て休学することができる。
２　傷病のため学修することが不適当と認められる者又は行方不明の者等学長が必要と認める場合は、学長は休学を命ずることがある。
３　休学期間中でもその事由がなくなった場合は、復学することができる。
４　休学に関し必要な事項は、別に定める。

（休学期間）
第38条　休学期間は１年以内とする。ただし、傷病による休学の場合又は特別の事由があると認められる場合には、１年を限ってこの期間を延長することができる。
２　前項の規定にかかわらず、本籍国において兵役に就く必要のある場合は、２年を限ってこの期間を延長することができる。
３　休学期間は通算して４年を超えることはできない。
４　休学期間は、これを在学期間に算入しない。

（復学）
第39条　休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
２　復学に関し必要な事項は、別に定める。

（転学）
第40条　学生が他大学に転学を志願するときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

（他大学への入学）
第41条　学生が他大学に入学を志願しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

（留学）
第42条　学生が外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）又は短期大学に留

学をしようとするときは、学長の許可を得なければならない。
２　留学期間は、１年以内とする。
３　留学期間は、第 13 条に定める在学期間に算入する。
４　前項までに定めるもののほか、学生の留学について必要な事項は、別に定める。

（除籍）
第 43 条　次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。
（１）入学金の免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者で、所定の期日までに入学金を納付しない者
（２）所定の期日までに授業料等を納付せず、督促してもなお納付しない者
（３）第 13 条第２項に定める在学期間を超えた者
（４）第 38 条第１項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
（５）病気、その他の理由により修学の見込みがないと認められる者
（６）死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第 10 章 卒業、学位及びその他の資格

（卒業）
第 44 条　本学に修学年限（第 18 条から第 20 条までの規定で入学した者については、第 21 条により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

（学位）
第 45 条　本学を卒業した者に学士（映画学）の学位を授与する。

（学芸員資格）
第 46 条　削除

（社会教育主事資格）
第 47 条　削除

第 11 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

（科目等履修生）
第 48 条　本学の学生以外の者で、本学が開講する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることがある。
２　前項の単位の授与については、第 29 条の規定を準用する。
３　科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）
第 49 条　他の大学、短期大学又は高等専門学校及び外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。
２　特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

（特別の課程）
第49条の2　学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定に基づき、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。
２　学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
３　本学の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。
４　特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

（研究生）
第50条　本学において、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
２　研究生に関する必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）
第51条　外国人で、大学において教育を受け又は研究する目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
２　外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 入学検定料、入学金及び授業料等

（入学検定料、入学金及び授業料等）
第52条　入学検定料、入学金、授業料等の額及び授業料等の納入方法等は、日本映画大学授業料等その他費用に関する規程に定める。

（編入学等の場合の授業料等）
第53条　第18条から第20条までの規定により入学した者の授業料等は、入学した年次の在学者に係る額と同額とする。

（中途入学者の授業料等）
第54条　入学者の責に属さない事情により、入学の時期が授業料等の納期後であった者は、入学した月から次の期前までの授業料等を入学した月に納付しなければならない。

（休学及び復学の場合の授業料等）
第55条　休学を許可された者又は命ぜられた者には、その期に係る授業料等について休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその休学期間中に係る額を免除することができる。
２　前期又は後期の中途において復学した者は、復学した月から次の期前までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

（留学の場合の授業料等）
第 56 条　第 42 条の規定による留学を許可された者は、施設設備費及び実習費は免除されるが、留学期間中の授業料を納付しなければならない。

（停学の場合の授業料等）

第 57 条　停学を命ぜられた者は、停学期間中の授業料等を納付しなければならない。

（退学及び除籍の場合の授業料等）
第 58 条　前期又は後期の中途で退学を許可、若しくは命ぜられた者又は除籍された者は、その期の授業料等を納付しなければならない。ただし、第 43 条第１号、第２号及び第６号により除籍された場合は、未納の授業料等を免除することができる。

（中途卒業者の授業料等）
第 59 条　学年の中途で卒業する見込みの者は、在学予定期間に応じて算出した授業料等を当該期間の当初の月に納付しなければならない。

（科目等履修生、特別聴講学生及び研究生等）
第 60 条　科目等履修生、特別聴講学生及び研究生等の検定料、入学金及び授業料等の額及び納入方法等に関し必要な事項は、別に定める。

（公開講座料）
第 61 条　公開講座料の額及び納入方法等に関し必要な事項は、別に定める。

（入学料及び授業料等の免除等）
第 62 条　入学金及び授業料等の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

（納付済みの授業料等）
第 63 条　納付済みの入学検定料、入学金及び授業料等は、原則返還しない。ただし、授業料等の免除等により返還が必要と認められたときはこの限りではない。

第 13 章 公開講座

（公開講座）
第 64 条　本学に、公開講座を設けることがある。
２　公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 14 章 賞 罰

（表彰）
第 65 条　学長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、教授会の意見を聴いて、これを表彰することがある。
(1) 学業成績が優秀な者
(2) 研究の業績顕著な者
(3) その他学生の模範となる行為のあった者

（懲戒）
第 66 条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。
２　前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
３　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（３）正当な理由がなくて出席常でない者
（４）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

（停学期間の取扱い）
第 67 条　停学期間が通算して３か月以上の場合は、その期間は第 13 条に定める在学期間に算入しない。

附　則
この学則は、文部科学大臣の認可の日（平成 22 年 10 月 29 日）から施行する。

附　則
１　この学則は、平成２３年４月１日から施行する。
２　第３条第２項に規定する学生定員は、平成 25 年度までの間は、次のとおりとする。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入　学　定　員	140 名	140 名	140 名
２年次編入学定員	—	20 名	20 名
３年次編入学定員	—	—	10 名
収　容　定　員	140 名	300 名	470 名

附　則
この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則
この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則
この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
１　この学則は、平２９年４月１日から施行する。
２　第３条第２項に規定する学生定員は、平成 31 年度までの間は、次のとおりとする。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
入　学　定　員	125 名	125 名	125 名
２年次編入学定員	5 名	5 名	5 名
収　容　定　員	600 名	560 名	530 名

附　則
この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則
１　この学則は、令和４年４月１日から施行する。
２　第３条第２項に規定する学生定員は、令和５年度までの間は、次のとおりとする。

	令和 4 年度	令和 5 年度
入　学　定　員	125 名	125 名
２年次編入学定員	若干名	若干名

収　容　定　員　　　　510 名　　　　505 名

附　則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、施行日の前日において在学する者については、改正後の第２６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

入 学 定 員	編入学定員	収 容 定 員
	２ 年 次	
125 名	若干名	500 名